条例等立案表

項目	内容
題名	職員の給与の特例に関する条例
課（室）名	人事課
担当者名	藤井　博
電話番号	二〇四三

提案理由

本県の財政の健全化に資するため、平成二十年一月から平成二十一年三月までの間の職員の給料月額、管理職手当等を減額する必要がある。

あらまし

一　平成二十年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間における職員の給料月額、管理職手当等について、特例を設けることとした。

二　この条例は、平成二十年一月一日から施行することとした。

予算上の措置

関係法規

法規審議委員会　要・否

備考

職員の給与の特例に関する条例（附則関係）新旧対照表

改正案	現行
（職員の給与に関する条例） 附則第一項～第三項　略 第四項　削除	（職員の給与に関する条例） 附則第一項～第三項　略 4　平成十九年四月分から平成二十年三月分までの管理職手当の月額は、第五条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、地域手当の月額の算定基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。
（徳島県学校職員給与条例） 附則第一項～第二項　略 第三項　削除	（徳島県学校職員給与条例） 附則第一項～第二項　略 3　平成十九年四月分から平成二十年三月分までの管理職手当の月額は、第十四条の二の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十五号）附則第十三項の規定により支給する地域手当の月額の算定基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。
（徳島県地方警察職員の給与に関する条例） 附則第一項～第二項　略 第三項　削除	（徳島県地方警察職員の給与に関する条例） 附則第一項～第二項　略 3　平成十九年四月分から平成二十年三月分までの給料の特別調整額の月額は、第九条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、地域手当の月額の算定基礎となる給料の特別調整額の月額については、この限りでない。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第八十五号））

附則第一項　略

2　平成十九年三月において管理職手当を支給されていた職員で、改正後の第五条の二第二項の規定により定められた管理職手当の月額（以下「新支給額」という。）が改正前の同項（附則第五項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百十六号）附則第十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により定められた同月分の管理職手当の月額（以下「旧支給額」という。）に達しないこととなるものには、新支給額のほか、平成二十三年三月三十一日までの間は、新支給額と旧支給額との差額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を管理職手当として支給する。この場合において、地域手当の月額の算定基礎となる管理職手当の月額は、新支給額と当該人事委員会規則で定める額との合計額とする。

第三項　削除

（施行日以降に新たに管理職手当を支給されることとなった職員に係る当該管理職手当の調整）

3　この条例の施行の日以降に新たに管理職手当を支給されることとなった職員について、前項の規定による管理職手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、管理職手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

4　前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5　略

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第八十五号））

附則第一項　略

2　平成十九年三月において管理職手当を支給されていた職員で、改正後の第五条の二第二項の規定により定められた管理職手当の月額（以下「新支給額」という。）が改正前の同項（附則第六項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百十六号）附則第十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により定められた同月分の管理職手当の月額（以下「旧支給額」という。）に達しないこととなるものには、新支給額のほか、平成二十三年三月三十一日までの間は、新支給額と旧支給額との差額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（以下「差額支給額」という。）を管理職手当として支給する。この場合において、地域手当の月額の算定基礎となる管理職手当の月額は、新支給額と差額支給額との合計額とする。

（平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額の特例）

3　平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額は、前項の規定にかかわらず、差額支給額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、地域手当の月額の算定基礎となる差額支給額については、この限りでない。

（施行日以降に新たに管理職手当を支給されることとなった職員に係る当該管理職手当の調整）

4　この条例の施行の日以降に新たに管理職手当を支給されることとなった職員について、附則第二項の規定による管理職手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、管理職手当を支給する。この場合において、平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額については、前項の規定を準用する。

（人事委員会規則への委任）

5　前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

6　略

（徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第八十九号））

附則第一項　略

2　平成十九年三月において管理職手当を支給されていた学校職員で、改正後の第十四条の二第一項の規定により定められた管理職手当の月額（以下「新支給額」という。）が改正前の同項（附則第五項の規定による改正前の徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十五号）附則第十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により定められた同月分の管理職手当の月額（以下「旧支給額」という。）に達しないこととなるものには、新支給額のほか、平成二十三年三月三十一日までの間は、新支給額と旧支給額との差額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（以下「差額支給額」という。）を管理職手当として支給する。この場合において、同条例附則第十三項の規定により支給される地域手当の月額の算定基礎となる管理職手当の月額は、新支給額と差額支給額との合計額とする。

第三項　削除

（施行日以降に新たに管理職手当を支給されることとなった学校職員に係る当該管理職手当の調整）

3　この条例の施行の日以降に新たに管理職手当を支給されることとなった学校職員について、前項の規定による管理職手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、管理職手当を支給する。

（人事委員会規則への委任）

4　前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

5　略

（徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第八十九号））

附則第一項　略

2　平成十九年三月において管理職手当を支給されていた学校職員で、改正後の第十四条の二第一項の規定により定められた管理職手当の月額（以下「新支給額」という。）が改正前の同項（附則第六項の規定による改正前の徳島県学校職員給与条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十五号）附則第十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により定められた同月分の管理職手当の月額（以下「旧支給額」という。）に達しないこととなるものには、新支給額のほか、平成二十三年三月三十一日までの間は、新支給額と旧支給額との差額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（以下「差額支給額」という。）を管理職手当として支給する。この場合において、同条例附則第十三項の規定により支給される地域手当の月額の算定基礎となる管理職手当の月額は、新支給額と差額支給額との合計額とする。

（平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額の特例）

3　平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額は、前項の規定にかかわらず、差額支給額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、地域手当の月額の算定基礎となる差額支給額については、この限りでない。

（施行日以降に新たに管理職手当を支給されることとなった学校職員に係る当該管理職手当の調整）

4　この条例の施行の日以降に新たに管理職手当を支給されることとなった学校職員について、附則第二項の規定による管理職手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるときは、当該学校職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、管理職手当を支給する。この場合において、平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額については、前項の規定を準用する。

（人事委員会規則への委任）

5　前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

6　略

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第九十号））

附則第一項　略

２　平成十九年三月において給料の特別調整額を支給されていた警察職員で、改正後の第九条第二項の規定により定められた給料の特別調整額の月額（以下「新支給額」という。）が改正前の同項（附則第五項の規定による改正前の徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十八号）附則第十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により定められた同月分の給料の特別調整額の月額（以下「旧支給額」という。）に達しないこととなるものには、新支給額のほか、平成二十三年三月三十一日までの間は、新支給額と旧支給額との差額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（以下「差額支給額」という。）を給料の特別調整額として支給する。この場合において、地域手当の月額の算定基礎となる給料の特別調整額の月額は、新支給額と差額支給額との合計額とする。

第三項　削除

（施行日以降に新たに給料の特別調整額を支給されることとなった警察職員に係る当該給料の特別調整額の調整）

３　この条例の施行の日以降に新たに給料の特別調整額を支給されることとなった警察職員について、前項の規定による給料の特別調整額を支給される警察職員との権衡上必要があると認められるときは、当該警察職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料の特別調整額を支給する。

（人事委員会規則への委任）

４　前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

５　略

（徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十八年徳島県条例第九十号））

附則第一項　略

２　平成十九年三月において給料の特別調整額を支給されていた警察職員で、改正後の第九条第二項の規定により定められた給料の特別調整額の月額（以下「新支給額」という。）が改正前の同項（附則第六項の規定による改正前の徳島県地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年徳島県条例第百二十八号）附則第十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により定められた同月分の給料の特別調整額の月額（以下「旧支給額」という。）に達しないこととなるものには、新支給額のほか、平成二十三年三月三十一日までの間は、新支給額と旧支給額との差額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（以下「差額支給額」という。）を給料の特別調整額として支給する。この場合において、地域手当の月額の算定基礎となる給料の特別調整額の月額は、新支給額と差額支給額との合計額とする。

（平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額の特例）

３　平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額は、前項の規定にかかわらず、差額支給額から、当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、地域手当の月額の算定基礎となる差額支給額については、この限りでない。

（施行日以降に新たに給料の特別調整額を支給されることとなった警察職員に係る当該給料の特別調整額の調整）

４　この条例の施行の日以降に新たに給料の特別調整額を支給されることとなった警察職員について、附則第二項の規定による給料の特別調整額を支給される警察職員との権衡上必要があると認められるときは、当該警察職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料の特別調整額を支給する。この場合において、平成十九年四月分から平成二十年三月分までの差額支給額については、前項の規定を準用する。

（人事委員会規則への委任）

５　前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

６　略